

基本的施策の推進
人権教育の推進

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(令和3年度)	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
学校教育における人権教育										
ア	発達段階に応じた人権教育の推進	【人権教室】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。		人権推進課	令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。		令和2年度から引き続き、コロナ禍のため、中止となった。令和4年度は法務省の指示により学校側から要請が無い限り、行わないことになった。			
		【人権教室・人権集会】 ・人権擁護委員が講師となり、人権教室を通じて命を大切にする気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。		教育指導課	・人権集会で人権メッセージや、人権啓発ビデオを視聴し感想を発表した。学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時) ・「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、いじめ防止授業や「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。(5月) ・NHKいじめを考えるキャンペーン「100万人の行動宣言」に参加した。		・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつある。本年度は「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、全校で実施してきたが、コロナ禍の中で2回目の実施ができなかった。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。 早く通常の生活に戻り様々な活動ができるようになることを願う。			
		【人権メッセージ等の募集】 ・憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。		人権推進課	市内小・中学校から募集し、人権に関する習字39点及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間(12/4～10)に合わせて市役所ロビーに展示し、その後、文化会館に1週間展示。入選者の作品を冊子にして作成し、各学校に配布した。 【応募数】 人権メッセージ：1,543点(小学校)、475点(中学校) 習字：1,066点(小学校)、28点(中学校)		人権週間にあわせて小中学生に人権について考えてもらう機会を設けられた。また、令和2年度まで把握していなかった作品の応募数について把握することができた。			
				教育指導課	・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出し人権意識の向上や日常化を図った。(8月、9月) ・人権週間の取組の一環として、小中学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。(5～12月)		・身近な授業を通して、改めて意識しなくても人権を尊重することができる環境や人間関係を構築することができている。 ・日頃から人権を意識する生活をするのがメッセージ等の活動につながっているといえる。			
		【マナーアップ推進事業】 ・各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。		教育指導課	・いばらき教育の日(10月15日)に守谷駅において、中学生と地域住民が一体となってあいさつ運動を行う予定であったが新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。 ・各小中学校におけるあいさつ運動に加え、各中学校区での小中と地域合同での活動に取り組む予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、各校ごとに実施した。		・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつあり、継続して実施していく必要がある。 ・コロナ禍の中でも、できる範囲で継続して取り組む必要がある。			
		【総合的な学習の時間における人権教育の実施】 ・男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。		教育指導課	・小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。		・全教科、領域での学習活動をととして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるような授業改善を継続していく必要がある。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和3年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
イ	学習内容及び指導方法の充実	【全教育活動における人権尊重の視点に基づいた学習活動】 ・児童生徒が取り組む集会活動の充実や体験的な学習活動や問題解決的な学習活動を充実させる。 【人権教育総合推進地域事業】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の充実を図る。			教育指導課	・「考え、議論する道徳」を実践し、児童生徒が自分の考えや体験を話したり、他者の意見を聞いて受容し合ったりする授業を行った。 ・全教科、領域において、児童生徒が主体となり対話にあふれ考えを深めることができるような授業を展開している。 ・各校において、外部講師を積極的に活用して人権に係る講演会等の実施計画を立てていたが、コロナ感染対策のため、一部開催ができなかった。	・学校における人権に係る教育活動に、保護者や市民の積極的な参加を促すために、学校以外の機関との連携を強化する。			
		ウ	教職員の資質向上	【人権教育研修講座】 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催。教育委員会主催であり、人権推進課長が講師を務める。 市及び教育委員会主催の人権教育講演会への教職員の参加。	人権推進課	7月13日に人権推進課長が守谷市人権施策推進基本計画の概要版の説明をした動画を収録し、当市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員研修会の中で配信した。 8月6日に市及び教育委員会主催の人権教育講演会（オンライン）に教職員が参加した。	新型コロナウイルス感染症防止を考慮して、配信という形で研修会に取り入れることができた。当市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員を対象とした研修では有効と思われるので、今後も行っていく必要がある。			
				【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課	当該事業は、隔年ごとに学校教育課と人権推進課で担当している。（令和2年度はコロナの影響で中止。令和元年度は中央公民館工事のため中止） 令和3年8月6日（金）にzoomによるオンライン開催。 演題 「インターネット上の差別」 講師 松村 元樹氏（ヒューリアみえ） 参加者 約170人	市内全教職員に参加をいただくため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。例年中央公民館で対面式で行っていたが、コロナ対策としてオンラインで実施したところ、参加人数が減少した。	新規採用職員を対象に人権推進課長を講師に当市の人権推進事業を説明（教育指導課）。		
				【人権教育啓発】 ・初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。	教育指導課	・4月20日（火）守谷市に初めて赴任する28名の教職員に対して、人権教育について概要説明を行った。 ・8月6日（金）市内の全教職員が市人権教育講演会（オンライン）に参加し、人権教育に係る理解を深めた。	・人権教育研修講座は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては非常に有効である。次年度は実施できるようにしたい。 ・人権教育総合推進地域事業の協力校を中心に、人権教育の視点に基づいた授業を全市に広めていきたい。			
社会教育における人権教育										
ア	家庭教育の充実	【家庭教育講座】 親として子育ての責任と大切さについて学ぶ。 【家庭教育講演会】 「子育て支援」事業の一環として、家庭教育の向上を図る。			生涯学習課	家庭教育学級及び講演会は、コロナ禍で、密を避け、感染防止対策を講じながらの開催であった。 【家庭教育講座】 第1回「ジュニアアスリートの保護者に知っておいてほしいこと」と題し、2019年ラグビーワールドカップで大活躍した青野淳之介氏による講演。参加者76名。 第2回「学びの興味をどう持たせるか」と世界の国旗や理科実験、守谷の歴史について学ぶ。参加者52名。 第3回「科学の目を大きくふくらませよう」とし、親子で科学の体験ができるとしていたがコロナ感染の拡大状況があり、中止となる。 第4回「はじめての絵手紙教室」の実技講座。一人一人が絵筆を自由に使いながら身近なものを描く。参加者14名。 第5回NTTドコモのインストラクターによる「スマホ・ケータイ安全教室」としトラブルの実態と対処法に内手学ぶ。リモート配信のため、参加者数の把握不可。 第6回「今こそ寛容の心意気で子育てをしませんか」とし社会教育指導員による講座。子どもたちを取り巻く環境の不安定さをぬぐい切れないこの頃、戸惑いや行き詰まりを感じる経験等について、少し面白いエピソードを盛り込んだ講座。参加者24名。 【家庭教育後援会】 守谷市のソーシャルスクールワーカーをしている岡元孝子先生をお招きし、講演を行った。学校もしくは必要に応じて直接ご家庭にお伺いし、子育てや子どもの悩みに寄り添いながら具体的なアイデアやアドバイス等を講演した。参加者30名。	新型コロナウイルスの影響により、感染対策を講じながらの開催であった。講座の内容によって参加人数の増減があるが、家庭での教育力向上のためにこれからも推進していく必要がある。	【家庭教育講座】 親として子育ての責任と大切さについて学び、知識や実践の幅を広める。 【家庭教育出前講座】 要請を受けた小1・中1保護者懇談会等での啓発活動にあたる。 【家庭教育講演会】 子育て・親育ち支援や生涯学習事業の一環として、家庭教育の向上を図る。		
イ	生涯学習機会の提供	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。			生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等	施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。 令和3年度は、和室の畳張替えを行った。	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
イ	生涯学習機会の提供		【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。	生涯学習課		・おもちゃ病院 内容：子ども達のおもちゃ修理を通して、親子で物の大切さを学び、他者（修理する人）に感謝し、支え合って生活する大切さを知らせる。		各学習施設で学んだ技術等を地域の皆さんに呼びかけ、学びを通して地域づくりを行う必要がある。 親子や子どもを対象の講座を通して、子ども達に日常生活の一番基本のルールである「みんなが幸せに生きる」ための心の醸成と実践活動ができた。		【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。
ウ	人権教育を推進する指導者の養成		【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。	人権推進課		新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインによる講演会を開催した。 期日 ８月６日（金） 主催 守谷市・守谷市教育委員会 講師 松村 元樹 氏 演題 「インターネット上の差別」		新型コロナウイルス感染症防止を考慮して、配信という形で講演会を開催することができた。 この講演会は市民や企業及び団体等、広い範囲で参加者を集められることから、募集方法を検討して、参加してもらう必要がある。		
			【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めてもらう。	人権推進課		【人権啓発研修会】 １２月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の３０名に参加してもらった。 期日 １２月４日（土） 〔第１部〕 講演会 演題 「性的指向・性自認（性同一性について）」 講師 滑川 友理 氏 〔第２部〕 映画上映会 人権問題啓発映画「ホーム」上映		・コロナ禍の中、限られた人数で、研修会を開催することができた。 ・人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。		

人権啓発の推進

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
施策の方向	【事業名】 事業の内容		事業実施状況（令和３年度）	課題、対策及び効果	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
市民への人権啓発					
ア 学習機会の提供	【人権啓発研修会】〔再掲〕 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めもらう。	人権推進課	【人権啓発研修会】 １２月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の３０名に参加してもらった。 期日 １２月４日（土） [第１部] 講演会 演題 「性的指向・性自認（性同一性について）」 講師 滑川 友理 氏 [第２部] 映画上映会 人権問題啓発映画「ホーム」上映	・コロナ禍の中、限られた人数で、研修会を開催することができた。 ・人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。	
	【主催講座における人権啓発】 文化会館で主催している講座カリキュラムに人権啓発DVD作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。	人権推進課	【主催講座における人権啓発DVD鑑賞】 ・ピラティス講座（DVD:障害のある人と人権） １０月：１４名 ・尺八講座（DVD:障害のある人と人権） １０月： ２名 ・ガラスアート講座（DVD:障害のある人と人権） １０月： ４名	・講座受講生という少ない人数でありながら、人権啓発DVDを鑑賞することで、市民を対象に学習機会を設けることができた。	
	【人権教育講演会】〔再掲〕 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課	当該事業は、隔年ごとに学校教育課と人権推進課で担当している。（令和２年度はコロナの影響で中止。令和元年度は中央公民館工事のため中止） 令和３年８月６日（金）にzoomによるオンライン開催。 演題 「インターネット上の差別」 講師 松村 元樹氏（ヒューリアみえ） 参加者 約１７０人	市内全教職員に参加をいただくため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。例年中央公民館で対面式で行っていたが、コロナ対策としてオンラインで実施したところ、参加人数が減少した。	新規採用職員を対象に人権推進課長を講師に当市の人権推進事業を説明（教育指導課）。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和3年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
イ	啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用	【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。		人権推進課	広報もりやを活用し人権啓発を行った。 5/25号 人権擁護委員の日のお知らせ 8/10号 「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ 10/10号 行政相談週間のお知らせ 10/10号 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ 11/25号 人権週間のお知らせ		広報以外でもSNSを利用してのお知らせ（行政相談週間）をすることができた。広報のお知らせは法務省や総務省からの通達だけであるので、市独自の啓発活動等を掲載することができないか検討する必要がある。			
		【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行われた「文化会館人権啓発研修会」や主催講座募集・職業相談を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。		人権推進課	【館内掲示・市ホームページ活用】 主催講座募集・職業相談について広報・ホームページに掲載した。 ・主催講座：ガラスアート講座募集（7月10日号） ピラティス講座募集（6月10日号） 尺八講座募集（7月10日号） ・職業相談：年6回（偶数月第3水曜日）開催されることをホームページに掲載 8月の相談はコロナ禍のため中止とした。		館内掲示や広報、ホームページで、講座募集や職業相談について、掲載した。			
ウ	国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実	【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。		人権推進課	令和3年11月2日（火） 第1回守谷市人権施策推進協議会を実施した。令和元年度、令和2年度と2年連続で協議会を実施していなかったため、2年分の各課における各施策の推進の取り組みを報告した。		守谷市人権施策推進基本計画に基づく各課の施策を年に一度、協議会で実施している。基本計画が作成されて約10年が経ち、基本計画にはない人権問題が近年は発生している。近年中に基本計画を見直す必要がある。			
		【街頭啓発キャンペーン】 商工まつりや人権週間（12月4日～10日）にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。		人権推進課	コロナ禍のため、商工まつりは中止となり、街頭啓発はできなかった。 人権週間にあわせて、人権擁護委員5名によるチラシ及び啓発グッズ（100セット）を守谷市役所及び中央図書館で配布した。		例年、商工まつりや人権週間にあわせて守谷駅及び市内店舗で啓発グッズを配布してるが、コロナ禍のため人権週間の時に、規模を縮小して啓発活動をすることができた。街頭啓発に関してはコロナが収束しても、規模や配布、人数等を見直す必要がある。			
		【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品を配布し、守谷市文化会館単独での啓発用品の配布した。		人権推進課	茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。（通年実施） また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。（通年実施）		・限られた予算の中で効果的な啓発用品を購入する必要がある。 ・啓発により来館した市民に人権意識の向上を図ることができた。			
企業等への人権啓発										
ア	企業内人権研修への支援	【人権研修会への支援】 企業における人権学習・啓発について、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援する。		人権推進課	令和3年度においては、市内企業等31か所に対し、8月6日（金）に開催した人権教育講演会の案内をして、講演を聴いていただいた。		企業における人権学習・啓発について、市から情報を発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別について「公正な採用選考」についての啓発も必要である。			

相談・支援体制の充実

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
	相談・支援に関する取組の充実	【人権相談】 人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 （いじめ・体罰、暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵害、セクハラ、インターネット上で誹謗中傷など）	人権推進課	令和３年度の相談日は４、５、６、７、９、１０、１２、２月の全８回を計画したが、コロナ禍の影響もあり、４、７、１０、１２の全４回しか実施できなく、相談件数も３件となった。		月に１回程度に相談日を開催しているため、突然の相談には対応できない場合がある。その時には法務省が案内している電話相談を案内している。				
		【法律相談】 市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第３木曜日（原則）に開催する。	人権推進課	令和３年度の相談日は原則毎月第３木曜日の全１２回を計画し、コロナ禍でも全１２回開催することができた。令和３年度の相談件数は８９件となった。 (相談内容内訳) 相続２１件、契約トラブル９件、離婚６件、遺言６件、破産手続き４件、成年後見人３件、損害賠償３件、養育費２件、騒音問題２件、パワーハラスメント２件、隣人トラブル２件、その他２９		相談の申込が多く、ひと月の定員枠を超えてしまっている月がある。令和３年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置もあり、県や茨城県弁護士会が無料の電話相談を開設していたことから、そちらに案内することができた。今後は定員枠を超過することが続く場合は、開設日数や定員枠について検討する必要がある。				
		【行政相談】 市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。	人権推進課	令和３年度の相談日は偶数月第２月曜日の全６回を計画したが、コロナ禍の影響もあり、８月を除いて５回実施した。令和３年度の相談件数は１件となった。		昨年度から開設日程を変更したことから、相談件数が増えないか様子を見たが、コロナ禍でもあり、相談件数は少なかった。広報や庁内での掲示、twitterを利用して、行政相談週間のお知らせしたが、相談件数は少ない結果となった。				
		【職業相談事業】 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	人権推進課	年６回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 相談会の参加者：２人		・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化（人手不足）から、相談人数は少ない。 ・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与することができる。				
		【生活相談事業】 隣保館運営において、生活相談員を２名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。	人権推進課	市が委嘱した生活相談員２名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を取り、地域住民の福祉の増進を図った。（通年実施） 令和３年 相談日数（１６９日）、件数（１６９件）		・生活相談事業は国・県の補助金を活用した事業で、年々補助金が削減される傾向にある。 ・相談活動を通し、地域住民の福祉増進が図られている。				
		【児童発達支援】 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。	社会福祉課	令和３年度実績 相談件数８０３件 発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談に応じた。		保護者からの相談に応じると共に、必要に応じて、教育委員会や保健センター、保育所・幼稚園等の関係機関とも連携を図っている。				
		【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	教育指導課	・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日（９：００～１６：００）で相談等を行っている。 ・令和４年３月末現在の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 １９７件 来所相談 ２０４件 訪問相談・支援 ７７６件 アウトリーチ（家庭訪問） ３１回 ※ アウトリーチ：教育支援センター相談員が、不登校児童生徒を対象とした家庭訪問を行う教育的活動。		・アウトリーチも含め、総合教育支援センターの業務内容の理解が学校や保護者に進み、その機能を発揮しつつある。しかし、一つ一つの案件が複雑化しており、その解決に向けて取り組むための時間が長くなりつつあり、勤務時間を超過してして相談業務に当たっていることも少なくない。 ・相談等の内容に見合った相談体制の充実を図ることが必要である。				
		【適応指導教室の実施】 ・適応指導教室（『はばたき』）は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。	教育指導課	・今年度の入室生は中学生１５名である。体験入室は小学生１名、中学生５名になり、計２１名の生徒が関わっている。適応指導教室では、児童生徒へ学習・生活習慣の支援だけでなく、保護者に対しても児童生徒の現状や進路も含めた面談や相談を行っている。 ・学校との連携を密にしながら個に応じた援助指導を行い、児童生徒一人一人にとって家庭教育も含めた包括的な教育支援を継続している。		・本年度は年度当初に新型コロナウイルス感染症対策のための休校があったため、生活リズムを整えることが難しくなった生徒が多かった。そのため、通室生も多くなった。 家庭との連携を強化していく必要性を強く感じた。				

分野別施策の推進

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
	女性の人権									
ア	男女共同参画を推進するための意識づくり		【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員の男女共同参画に関する研修に参加し、意識啓発に努める。 ・市内中学校を対象にデートDV防止のための啓発講座を行う。 ・男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。	人権推進課		・冬休みに小学５年生と中学２年生を対象に、男女共同参画絵てがみコンクールを実施。小学５年生は５２３作品、中学２年生は４１７作品の応募が寄せられた。入賞者には表彰式に参加してもらう予定だったが、コロナ禍のため、中止し賞状と記念品を学校経由で贈った。		市内の小中学生を対象に性別に関係なくお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画意識づけをしてもらう機会ができた。		
			【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	人権推進課		令和３年１１月１６日（火） 令和３年度第１回守谷市男女共同参画推進委員会を実施した。令和２年度はコロナ禍のため、委員会を実施できなかったので、２年分の各課における第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況との取り組みについて協議した。		第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について報告し、各団体の代表や市民の方から意見をいただいた。		
			【両親学級】 第１子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	保健センター		年７回実施 参加人数２４３人（男性１２３人、女性１２０人）		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、７回中１回をZoomでのオンライン形式で実施。その他は１回の参加人数を減らし、沐浴体験の回数を増やして実施。沐浴指導の回数が増えることで職員の負担は増えたが、マンツーマンでの沐浴指導のため、参加者の満足度は大変高く、保健センターの保健師とつながるきっかけとして大変効果があった。		
			【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 ・道徳の時間を通して、特に学習指導要領（道徳）内容項目２「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	教育指導課		・各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。 ・様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。 ・保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。		・どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。		
イ	女性に対する暴力の防止		【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者（申出者及び併せて支援を求める者）に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課		支援措置実施件数 ５８件 申出者及び併せて支援を求める者 合計１１７名				
			【DV被害者に対する支援措置】 DV被害者の相談業務を随時行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課		３件の相談を受け対応した。大事に至る案件は、発生しなかったが関係課との連携等を図り相談業務を行った。		DV被害者に対する支援は緊急避難だけでなく、避難後の生活及び子どもの安全の確保など福祉面での支援が必要になる。そのため、対応する職員の専門性の確保が課題である。研修等の参加を通じ、実践的な支援方法のスキルアップに努めていく。		
			【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	建設課		該当者なし		当市の市営住宅は６６戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右されるため、県営住宅との連携に努める必要がある。		
ウ	地域活動における男女共同参画の促進		【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	人権推進課		「ペアレント・トレーニング講演会」ほか各種講座において保育ルームを設置した。 ９件 ２０名（保育ルームを利用した保護者数）		令和３年度に、もりやファミリーサポートセンター事業がアクティオ株式会社に業務委託することに伴い、保育ルームの設置に係る取りまとめを人権推進課で行った。運営フローや設置マニュアルは決まったので、令和４年度から新しいフローで行っていく。		
			【学校行事における男女平等教育の実施】 ・文化祭や運動会（体育祭）において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	教育指導課		・コロナ禍の中でも、感染対策を十分に行い、各校で各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。		・各種学校行事を通して、協調性や自己有用感などが養われている。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和3年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
エ	男女が働きやすい環境づくりの推進		【審議会等委員への女性の参画促進】 第三次守谷市男女共同参画推進計画において、令和9年度までに、審議会等における女性委員の割合の目標値を40.0%としています。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進しています。	総務課		【審議会等委員への女性の登用状況】 (令和3年6月15日現在) ・審議会等の数：33 ・総委員数：387名 ・女性委員数：109名（28.2%）		【課題】 目標値（またそれ以上）の達成 【対策】 審議会担当課、あるいは公募委員募集の際に広く周知徹底する。		
子どもの人権										
ア	健やかな成長を支える教育環境の整備		【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育んでいくことの大切さを啓発する。	土塔中央保育所		土曜日に学生ボランティアの受け入れを行う。 内容：乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施。 学生ボランティア2名。（新型コロナウイルス感染予防のため1回のみ）				
				北園保育所		主に市内中高生等を対象として、個別の申し込みにより子育てボランティアの受入れを行う。 内容：乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※公立保育所での受け入れ人数 ボランティア 2名、職場体験 0名 合計 2名		公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持ってもらえるよう工夫した。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。		
			【各種体験活動の実施】 ・児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。	教育指導課		・あ＝あいさつ、じ＝時間を守る、み＝身支度、そ＝掃除、からなる「あじみそ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・各校において「いじめをなくそう仲良し週間」を通して、児童生徒が主体的に思いやりや誰もが尊重される学校や地域社会をつくっていかうとする意識を高めた。		・児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して、思いやりの心や協調性、責任感等が養われている。		
イ	子どもの権利が尊重される環境づくり		【人権を意識した校内環境づくりの充実】 ・校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。	教育指導課		・計画訪問（各校1回）の全体会において、校内掲示物や言語環境に対しての指導・助言を行った。		・教室内の掲示物は、個人作品を掲示せず、データとして閲覧できるようにする。 ・言語環境においては、教職員が更に意識して取り組んでいく必要がある。		
			【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 ・人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。	教育指導課		・各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権感覚を高め一人一人を大切にした学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。		・人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。		
			【情報発信と保護者・地域社会との連携】 ・学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進ために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。	教育指導課		・ホームページや各種便りでの情報公開、発信については、各学校とも積極的に行っている。 ・コロナ禍の中、学校公開日や授業参観日が通常実施ができないので、分散しての授業参観やオンラインで授業参観をするなど、各校工夫して児童生徒の学校での様子を保護者が確認できるようにしている。 ・各学校ともホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載している。		・情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、誰もが尊重される学校づくりを継続していく。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和3年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
ウ	いじめや不登校等に関する取組		【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、適正な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。		のびのび子育て課	児童相談（令和4年3月31日現在） 相談件数134件 ※出張相談 南守谷児童センター（毎週金曜日） 守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2水曜日）		子どもの問題や育児の問題など様々な相談に対応することで、不安の解消につなげることができた。 不登校の相談については、登校や相談室に来所することが難しい児童に対してオンライン相談を実施し、児童の状況に応じた形態での相談対応をすることができた。 また、出張相談を実施することにより、児童、保護者の双方と身近な場所での相談を実施することができた。		
			【各中学校区生徒指導部会の開催】 ・いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。	教育指導課		・必要に応じて、各中学校区3～4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校のケース会議等に総合教育支援センター相談員、教育委員会が参加し、支援内容について共有を図っている。		・教職員の不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなったが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。		
			【いじめ実態調査】 ・毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数、及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。	教育指導課		・各校及び教育委員会にいじめ対策本部を設置し、いじめの早期発見、対策、解消に向けて組織で対応するために、毎月校内いじめ対策会議を行っている。 ・昨年度より総合教育支援センターに配置となつたいじめ対策指導員が毎月1回、各校の校内いじめ対策委員会に参加し、いじめの未然防止、早期対応において的確なアドバイスを行い、支援体制の更なる充実を図っている。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査についての報告を受け、学校・教育委員会、いじめ対策指導員及び関係機関が連携をし、いじめの早期対応に努めている。		・毎月、校内いじめ認知報告とともに議事録を作成し、組織で事案の検討、対応が図られるようになった。 ・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる。 ・児童生徒の中に、「いじめを許さない」という意識が高まってきている。 ・今後も継続支援が必要である。		
エ	児童虐待の防止		【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課		支援措置実施件数 1件 ※女性の人権 イ 女性に対する暴力の防止 支援措置実施件数と重複				
			【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。	のびのび子育て課		令和2年度より設置した子ども家庭支援拠点の事務局を中心に、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議、ファミリーサポートセンターのサポーター研修、広報等で虐待の早期発見と予防の啓発をした。虐待の窓口を「保護者を守る相談窓口」と名称を改変し、市民がより相談しやすい環境になるよう務めた。		特に要支援児童の相談が増加し、支援が必要な子どもや家庭に対して、保健センターや学校等の関係機関などと連携を取りながら支援を実施することができた。 また、支援におけるオンライン相談の活用によって、時間的・物理的な制約などで来所することが難しい相談者への対応が可能になった。 今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これらの家庭を支援する体制を堅持していく。		
			【守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議の開催】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議・進行管理会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術のレベルアップを図る。	のびのび子育て課		会議実施状況（令和4年3月31日現在） 令和3年6月7日（水） 第1回実務者会議（未就学児関連機関） 令和3年6月14日（水） 第1回実務者会議（学齢児関連機関） ＊新型コロナ感染対策として過密を避けるため、会議を2回に分け実施。 令和3年6月24日（金） 代表者会議 個別ケース検討会議 22件				
			【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	のびのび子育て課		虐待等に関する相談（令和4年3月31日現在） 要保護相談（虐待）30件 要支援相談（養護）69件		通報を受け、児童の安全確認を迅速に実施した。必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りを行うことができた。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
高齢者の人権										
ア	虐待の早期発見・対応	【地域包括ケアシステムの構築】 地域で高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かな街づくりを行う。		健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」を５６事業所と結び拠点を整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 令和３年度はコロナ感染対策のため書面にて実施 ・地域包括支援センターの職員を対象とした虐待対応の研修会や、ケース検証を行った。（４回） ８月・１２月に開催 ４名×２回=延８名参加		高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携及び啓発を強化する必要がある。 そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となることだけではなく、虐待予防にも繋がると考えられる。			
		【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。		健幸長寿課	・事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。 令和３年４月～令和４年３月：認定件数３件		介護保険事業所による、虐待への認識に差があるため、包括支援センターと協働し、研修会等開催し、虐待対応に努める必要がある。			
イ	権利擁護事業の推進	【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。		健幸長寿課	高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け、対応した。 令和３年４月～令和４年３月：４６件 ・地域包括支援センターの職員を対象とした成年後見制度の研修会を実施した。 期日：８月６日・８月１３日　４名×２回=延べ８名参加 内容：成年後見・任意後見制度とは、法定後見制度の現況、後見人の実務について		成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む。 そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。			
		【成年後見利用支援事業】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立人になることや低所得者には費用の助成を行う。		健幸長寿課	・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。 令和３年４月～令和４年３月：１件 親族支援数は、１５件		成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む。 そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。			
ウ	地域での相談・支援体制の推進	【地域包括ケアシステムの構築】〔再掲〕 高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。		健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」は５６事業所と結び整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 令和３年度はコロナ感染対策のため書面にて実施 ・地域包括支援センター・守谷市社会福祉協議会職員を対象とした成年後見制度の連絡会を実施した。 期日：６月・９月・１２月　１０名×３回=延べ３０名参加 内容：成年後見・任意後見制度とは、法定後見制度の現況、後見人の実務について ・守谷市権利擁護関係機関情報交換会 期日：令和３年１０月２９日　１７名参加 出席者：家裁、弁護士、司法書士、県社協など 内容：当市での成年後見制度利用促進に係る取組状況と実績、権利擁護事例紹介、について		高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。 そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。			
		【総合相談事業】 地域包括支援センターが、地域の相談窓口として高齢者のあらゆる相談を受ける。		健幸長寿課	委託の地域包括支援センターを２か所において、高齢者の相談の総合相談に対応し支援を実施した。 令和３年４月～令和４年３月の実績　１，３５１件		あらゆる相談に応じるため、地域に出向いてネットワークを構築を検討することで、適切なサービスの提供や援助を継続的に行うことができ、相談しやすい環境を整えることができる。			
		【認知症サポーター等養成事業】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。		健幸長寿課	コロナの影響で、回数を多く実施することができなかった。まちづくり協議会や一般公募等において実施した。 令和３年度の要養成実績　４回、延べ８０人		認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者による支援を広げることができる。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
	障がい者の人権									
ア	障がいのある人への理解促進と社会参加への支援		【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課		【常時勤務の障がいのある市職員数】 (令和３年６月１日現在) ・重度身体障がい者：４名 ・重度身体障がい者以外：８名		【課題】 障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備（ユニバーサルデザインなど）。障がいの特性を生かした職域開発。 【対策】 ・守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。 ・障害者活躍推進計画に則り、障害者の職場環境の向上に努め、計画的な職員採用を行う。		
			【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健センター		こころの健康講座の開催 「子どものＳＯＳの受け止め方」「子どもの自殺と自傷」。感染症拡大予防のため、動画視聴の形式で実施。延べ１６０名が視聴。		小児科医が適切な対応方法を伝えることにより、親自身の不安軽減につながる事が期待できる。 受講者のアンケートでは、とてもよく理解できた、大変参考になった、と回答が得られ、受講者の満足度は高いと考える。 こころの健康はテーマが多岐に渡るため、時代の変化に応じて市民のニーズにあった講座を開催することが課題である。		
			【守谷駅自由通路及びペDESTリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。	建設課		障がい者２団体が自由通路を清掃する。 特定非営利活動法人　なごみ：　　　１５３回　　２５３人 守谷市障がい児父母の会　　　：　　　１５６回　　４９８人 障がい者１団体がペDESTリアンデッキの清掃をする。 特定非営利活動法人　なごみ：　　　　８３回　　１５９人		T X開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。		
			【障害者週間の周知】 障害者基本法により、毎年１２月３日から１２月９日まで「障がい者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕の掲出をし、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	社会福祉課		１２月３日から１２月９日までの「障がい者週間」について、市広報紙に広報記事を掲載したほか、同期間中に、市役所正面玄関に懸垂幕を掲出するほか、市役所市民ホールで事業所紹介コーナーを設け、庁舎モニターにおいて市障がい者週間のPRを実施することにより、障がい者への理解の促進を図った。また、守谷中央図書館において、障がい者団体の活動状況や作品の展示を行った。		障がい者週間をはじめとする様々な機会を通じて、障がいについての理解促進・啓発を実施し、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指す。		
			【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	社会福祉課		市内の６事業所（守谷市障がい者福祉センター、ゼロポイント、ワークショップリベルテ、iforwardもりや、ぼんてヴィータ、アドバンス）において就労移行支援事業・就労継続支援事業を実施しており、就労に結び付けられるよう支援を行っている。		実際に就労に繋がるケースが少ないため、ハローワークや企業と連携して、障がい者雇用の拡大を目指す必要がある。		
イ	障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重		【精神保健事業】 当時者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健センター		こころの健康相談を実施 ・定例相談日は月１回、その他随時相談を受付。 ・対象者は１０代～８０代と幅広く、相談内容は精神疾患に関することや、生活上の不安等、多岐に渡る。 【実績】 定例相談　　　　　５件 随時相談　　　４３５件		受診援助や不安への寄り添い等、相談によってその人らしい生活を保てるよう支援している。 家族関係も複雑になっており、関係機関と連携し、家庭全体を支える必要がある。関係機関の連携強化のため、ケース検討会等の会議を実施。		
			【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っている。	社会福祉課		令和３年度実績：２名。		制度の周知が必要である。		
			【障がい福祉サービス利用の支援】 障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	社会福祉課		障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」「守谷市障がい福祉事業所ガイドブック」において事業所の一覧を掲載し、また、窓口 to 各事業所のパンフレットを配布するよう便宜を図り、事業所の周知を図っている。また、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の展示コーナーを庁舎に設けるほか、同会が作成したマップ（市が補助金を交付）やパンフレットを配布している。		しおりやガイドブックを配布することで、初めて手帳を取得またはサービスを利用する人への理解を促進することができる。サービスの内容や事業所等に変更がある場合は、その都度更新する必要がある。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
ウ	生活環境ネットワークの形成	【守谷市地域自立支援協議会の活用】 平成２４年２月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に１回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。			社会福祉課	今年度は５・７・９・１１・１・３月に開催（９月と１月は書面協議）し、障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活していくことができるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。	地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的な支援ができるよう、障がい者や権利擁護等を専門的に協議する分野別部会の設置を検討する必要がある。			
		【特別支援教育就学奨励費】 就学のため必要な経費について、その費用の一部を補助する。特別支援学級在籍者が対象で、所得の審査を行っている。			学校教育課	令和３年度で、小学生６０名中学生２４名が認定を受けている。主な費目は、学用品通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費で年間２９,０００円から６４,０００円が支給されている。	保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることができる。			
エ	特別支援教育の充実	【インクルーシブ教育の実施】 ・インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせることで共有し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、一人一人の児童生徒に細やかな支援を行う。			教育指導課	・各校、年４回の守谷市教育支援委員会に向け、校内教育支援委員会を開催している。 ・各校で個別に支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。	・特別支援学級、通常学級にかかわらず、支援が必要な児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まっている。 ・個別の支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、教職員の専門性の向上が課題である。			
		【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。			教育指導課	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 発達検査実施件数： 未就学児童 １３件 小学生 ３１件 中学生 １３件 ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。	・発達障害に対する保護者の理解が進み、検査を希望する件数が増えつつある。それに伴い、検査を行うことができる人員をさらに増やしていく必要がある。			
		【市教育支援委員会による調査、審議】 支援が必要な児童生徒の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。			教育指導課	・年４回（７月、１０月、１１月、１月）守谷市教育支援委員会（委員１５名、専門委員１３名）を開催した。 審議件数： 未就学児童 ５７名 就学児童生徒 ９０名 ・保育所（園）、幼稚園、療育教室、守谷市総合教育支援センター等と連携し、未就学児の見取りを行った。	・通級指導教室が２校（守谷小・郷州小）に開設されている。今後も充実した支援ができるよう研修を重ねていきたい。 ・支援を必要とする児童生徒に対して、一貫した適切な教育支援が行えるため、「相談支援ファイル」を保護者に積極的に活用してもらえるようにすることが課題である。			
		【児童発達支援】 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して、療育指導（個別指導・集団指導）を実施する。			社会福祉課	令和３年度実績 利用契約者数 １３８人 延利用人数 ２, ０２９人 集団指導については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施しなかった。	児童が日常生活における基本的な動作、知識技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学ぶことができるよう支援を行っている。			
オ	虐待の早期発見・対応	【障がい者虐待防止センターの設置】 平成２４年１０月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に２箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。			社会福祉課	令和３年度は虐待が疑われるケースの通報が６件あった。障がい福祉サービス事業所と連携しながら、訪問や面談を行った。今後の生活等を考慮し、福祉サービスの調整等を行った。	虐待の認定に関し、その内容や虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、緊急時に円滑に対処するよう具体的な処遇を県や関係団体と連携し、職員のスキルアップを図る必要がある。			
		【障がい者虐待防止への周知】 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。			社会福祉課	相談支援連絡会や自立支援協議会において、障がい者虐待の防止について周知を行うと共に、障がい者虐待の防止及び早期発見・通報について、周知及び依頼を行う予定だったが、新型コロナウイルスの影響で実施回数や実施方法が変更され、実施できなかった。				

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和３年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
同和問題										
ア	差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	【同和対策啓発事業】 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民一人ひとりが、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。		人権推進課	・同和関係運動団体が主催する研修会へ参加した。 茨城県対応４団体主催の研修会が１４回予定していたが、コロナ禍のため、中止になった研修もあり、９回の参加となった。例年、宿泊となっていた研修も、日帰りとなって、人数に関しても例年より少ない８２名の参加となった。 ・茨城県と茨城県教育委員会が作成した人権問題啓発映画「ホーム」の上映会を市の職員を対象に行った。（参加人数：３７０名）		人権が尊重された社会の確立に向けて、市の職員や教職員が人権問題を課題として捉え、豊かな人権教育を育むために、積極的に人権啓発や研修会に参加していく必要がある。			
		【芸術鑑賞会「泥かぶら」】 生徒が在学中に１回は鑑賞できるように、３年に１度開催されている行事で、２０年以上前から継続されており、舞台芸術の「泥かぶら」を鑑賞することによって、人権意識を高めます。		学校教育課	視聴方法 録画配信（YouTubeによる限定公開） 視聴期間 令和３年９月から令和４年３月まで 演題 「泥かぶら」 団体 ＮＰＯ法人 劇団 新制作座（八王子市） 対象 守谷市立中学校全生徒		例年、市内中学校体育館にて午前と午後で一日に２回公演していただき、２中学校ずつ鑑賞していたが、コロナ対策として、視聴方法を録画配信にしてもらい、契約期間内に各教室で密にならないように視聴できるように変更した。			
イ	就労、産業を支援するための取組	【職業相談事業】〔再掲〕 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。		人権推進課	年６回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 相談会の参加者：２人		・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化（人手不足）から、相談人数は少ない。 ・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与することができる。			
ウ	地域交流を促進するための取組	【東板戸井集会所施設維持管理事業】〔再掲〕 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。		生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等		施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。 令和３年度は、和室の畳張替えを行った。			【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。
外国人の人権										
ア	共生意識、異文化理解の促進	【国際交流推進事業】 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。		市民協働推進課	新型コロナウイルス感染症の拡大により、青少年海外派遣、姉妹都市交流事業は、中止となったが、国際姉妹都市であるマインブルク市とオンライン交流会を実施した。 ・オンライン交流会（守谷市６名、マインブルク市５名）		新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業を中止せざるを得なかったが、オンラインという新しい手法で交流することができた。			
		【国際交流員事業】 国際交流員が企画するイベントや講座、また国際交流員の派遣事業を通じて異文化理解を図る。		市民協働推進課	国際交流員のドイツ料理教室や語学講座、イベント等を実施し、市民が異文化に触れ合う場を提供することができた。 ・ドイツ料理教室（８回、９３名） ・インド料理教室（１回、１７名） ・ドイツ語講座初級（２９回、２６２名） ・ドイツ語講座中級（２２回、１９４名） ・ドイツ語読解講座中・上級（８回、５６名） ・親子工作（４回、９５名） ・オンライン英会話（８回、４７名） ・夏休み英会話勉強会中高生向け（６回、２４名） ・ドイツ大使館とのトークイベント（１回、３１名） ・お話会（２回、２９名） ・学校訪問（３回、４９名）		ドイツ料理教室に限らず他国の料理教室の開催、語学講座の土日開催、オンライン開催といった新たな試み、親子工作や大使館とのトークイベントの開催により、参加者を大きく増加させることができ、異文化理解の促進に寄与することができた。			
		【国際教育の実施】 ・小中学校に、１人以上のALT講師（外国語指導助手・大規模小学校及び中学校には２名）配置による児童生徒の英語力とグローバル感覚を向上させる。 ・小学校１～４年生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や異文化に対して一層の理解を図る。 ・小学校５～６年生及び中学校１年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を実施し、ALT講師と１日を英語だけで過ごしながら、英語や異文化に対しての体験的な理解を深める。		教育指導課	・小学校の全ての外国語活動及び外国語の授業にALT講師が参加し、英語ネイティブスピーカーとの交流により英語力の向上及びグローバル感覚の向上を図っている。特に中学校では、自分自身の考えや気持ちを積極的に世界に発信することができる生徒の育成を目指して、自己表現活動等においてALT講師とかかわりながらグローバルな視点でのコミュニケーション能力の向上に努めている。 ・「ALTとあそぼう・話そう」は、６回（５、６、７、９、１０、１２月）開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施ができなかった。 ・小学校５・６年生及び中学校１・２年生を対象とした対面による「もりやイングリッシュ・キャンプ」を２回（７、１２月）開催予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインで開催した。		・本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和3年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容
イ	暮らしやすい環境の充実	【外国人用クリーンカレンダーの配布】 転入等に伴い、生活環境課で作成した、外国人用クリーンカレンダーの配布を行う。（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・やさしい日本語）		総合窓口課		外国人の転入手続きの際、随時外国人用クリーンカレンダーを配布する。		多言語表記のクリーンカレンダーを配布することは、外国人の方に暮らしやすい環境を提供するため有効であると考える。		
		【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁及び電話等による問合せ時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。		市民協働推進課		やさしい日本語を推進するために、新規採用職員を対象とし研修を行うとともに、市内外国人を巻き込んだの災害時の研修を行った。 また、継続してやさしい日本語による情報発信（市HP等）を行った。		やさしい日本語を活用することで、英語圏に偏らず、広く外国人住民に情報提供することができた。 また、市職員の意識改革につなげることができた。		
感染症・難病患者等の人権										
ア	正しい知識の普及・啓発と理解の促進	【健康教育の推進】 ・保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。		教育指導課		・保健、社会や学級活動の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習してきた。		・発達段階に応じた保健学習等を通して、も望ましい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努めてきた。 ・今後も継続支援が必要である。		
イ	保健所等関係機関との連携	【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談について連携する。		保健センター		新型コロナウイルス感染症に対して、国の情報や社会情勢に応じて、連携を図った。 難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。難病申請に関する市民からの問い合わせは、随時保健所へつなぐ対応。		今後、相談ケースが生じた場合は、医療機関・保健所等と連携しながら支援していく。		
刑を終えて出所した人の人権										
	偏見や差別の意識を解消するための啓発	【社会を明るくする運動の実施】 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。		社会福祉課		取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し、啓発活動としてオンラインで7月9日から8月19日受付、12月10日結果発表で「オンライン川柳コンテスト」を行った。		オンライン川柳コンテストの実施により「社会を明るくする運動」を周知すると共に、市民の意識の向上を図ることができた。 課題は、犯罪が低年齢化していることから、小学生への犯罪予防啓発活動の機会を確保し充実を図る必要がある。		
犯罪被害者等の人権										
	被害者支援に関する取組	【犯罪被害者週間の周知】 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等についての理解を深める。		社会福祉課		・犯罪被害者週間に合わせポスターの掲示及びパンフレットを設置し啓発。 ・いばらき被害者支援センターのPRカードを市役所庁舎、市内公民館、市内児童館に設置		課題としては、県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である(社) いばらき被害者支援センターや被害者の状況に関して、市民への広報が行き渡っていない状況があります。対策として、引き続き啓発、広報活動を実施します。		
インターネット等による人権侵害										
ア	情報モラルの向上	【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。		秘書課		4月2日に新規採用職員を対象に、ウェブアクセシビリティについて説明した。 全8回にわたって庁内掲示板を使用し、全職員に向けてウェブアクセシビリティを含む講座を実施した。 ホームページ公開前の最終チェック時に、表現について再確認した。		課題としては、専門性があるため、ウェブアクセシビリティの知識を全ての職員が把握することは難しい。しかし、全く知識のない状態で作成されると、ホームページ管理課で全てを修正するには労力が過大なことだった。 対策として、ウェブアクセシビリティについて新規採用職員向け研修会、庁内掲示板研修に加え、ホームページ公開前の最終チェック時に都度細かい修正することで、更新ページのウェブアクセシビリティ面での誤りの低減を図った。 効果としては、原課更新ページのウェブアクセシビリティ状の誤りは「対策実施前：64%」から「対策実施後：35%」へと45%削減した。	事業名：ホームページリニューアル検討 令和5年度にホームページのリニューアルを控えているため、令和4年度にウェブアクセシビリティによく配慮したシステムを検討予定。 その他は（3）のとおり。	
		【情報教育推進委員会の実施】 ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これらを児童生徒へ還元する。		教育指導課		・年5回情報教育推進委員会（本年度はテレビ会議システムを活用）を実施し、情報モラルに関する情報交換を行っている。有効な実践を共有化し、各校での実践を図っている。 ・昨年度より推進している「守谷型EdTech（エドテック）」に基づき、各校でICT支援員を活用した、発達段階に合わせたICT機器を活用した授業実践及び情報モラル向上の授業を行っている。（各学校年2回以上の実施）		・情報モラルの必要性及びICT機器の利用及び効果については、教職員の意識が高まっている。 ・本格的に開始する一人1台のタブレット端末の導入に向けて、情報モラルに関する指導を学校全体で行えるようにしたい。		

